

### 第3号議案（令和5年度事業計画の件）

## 令和5年度事業計画（案）

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

（はじめに）

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に引き下げられ、社会経済活動の正常化を目指すこととなりました。コロナ禍によって、デジタル化の遅れといった様々な問題が顕在化され、行動制限なども経て、「ニューノーマル」と呼ばれるように価値観が大きく変化し、働き方も変化してきています。

連合会では、「働き方改革から働きがい改革へ」をテーマとしてかかげ、デジタル社会・DXの時代・働き方改革等の新たな価値創造を行う挑戦を始めています。

そのような状況のもと、今年度は次の課題を重点とし、積極的に事業を展開して参ります。会員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 行政手続きのデジタル化への対応について

電子申請を始めとした行政機関等のデジタル化に対応すべく、希望する会員にはデジタル部会と所属支部が連携して支援活動を実施します。また、セキュリティー面等に配慮したデジタルツールを提供し、デジタル化への対応を推進します。

社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRPⅡ）については、セキュリティー面の強化の一環として引き続き取得を促進します。

#### 2. 倫理関係について

過年度の倫理研修未受講者に対して倫理研修を受講するよう通知し、倫理研修未受講者の減少に努めます。

#### 3. 研修について

デジタルツールの普及に伴い、様々なセミナーが共有可能な環境になってきました。専門能力の向上に期すよう、県会が実施した研修の一部をHP上で研修開催後一定期間視聴が可能になるよう検討を行います。

#### 4. 業務開発について

民間企業主導型保育施設の労務監査や連合会が推奨する「社労士診断認証制度」については、連合会の動向を踏まえた上で、普及促進に向けた調査、検討等を実施します。

また、働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）への入札を可能にすべく検討を行います。

#### 5. 広報関係について

ホームページをリニューアルし、更なる利活用を図ります。対外広報だけでなく、会員サービスの視点も加えて効果的な事業を検討し、実施します。

#### 6. 県会業務の機能強化について

連合会が提唱する「働きがい改革」は当然事務局職員も対象です。昨年度会館改修に伴う事務局移転作業の中で見えてきた課題を解決し、会員のサポートを充実させ、かつ働きがいを追求すべく事務局業務の見直しを行います。また、会員個々の専門能力向上だけでなく、会員を支える県会がどうあるべきかの検討を改めて行います。

#### 7. 行政機関及び関係団体との交流について

静岡県社会保険労務士政治連盟との連携を強化し、静岡労働局ほか関係団体と意見交換会等を開催します。なお、神奈川県会との意見交換会は引き続き実施し、他の隣接県との開催も検討を行います。

## 1. 各委員会及び部会の事業計画

### (1) 総務委員会

本会の効率的な組織運営、適正な財務管理及び友好的な懇親行事を実施するため、総務・財務・厚生各部会の円滑な運営を図り、意見総括を行う。

#### ① 総務部会

イ. 会則・規程等の見直し

(イ) 会の実態に合わせた諸規程の見直しを図る。

(ロ) 法改正に伴う諸規程の見直しを図る。

ロ. 諸規程集のデジタル化

県会HP会員ページへ最新版が公開されているか確認の徹底を図る。

ハ. 「本会の効率的な組織運営」のための県会と支部のあり方について、また組織の最適化についての検討

#### ② 財務部会

イ. 適正な予算編成とその執行状況について精査する。

ロ. 会費の納付状況を確認し、滞納者については会費滞納者対応マニュアルに則って対応する。

#### ③ 厚生部会

イ. 第26回ボウリング大会

令和5年7月29日(土)

於: ボウルアピア静岡

備考: ボウルアピアは大型バスの駐車場がないという問題点はあるが、事前にバス会社に連絡をしておくことで対応は可能であることと、長年使用してきた会場であり勝手がわかっていること、キャンセル対応も可能なため開催場所に適していると判断した。

ロ. 第26回グラウンドゴルフ大会

令和5年11月4日(土)(第2候補は11月11日(土))

於: 藤枝総合運動公園

備考: 東部や西部で開催をすると朝早く出発しないといけない支部が出てきてしまうため、藤枝で開催することがベストであると判断した。

## (2) 広報委員会

「人を大切にする企業」づくりから、「人を大切にする社会」の実現へをテーマに、社会保険労務士の社会的意義を広く社会に発信するために、HPの更なるリニューアルやWeb広告等の媒体を利用して県会事業を広報する。会員への電子申請フォローアップやDXの推進を継続し、デジタル化への対応を図る。

### ① デジタル部会

イ. 開業社会保険労務士の電子申請をサポートする体制を作る。

チャットワークを利用した質問用チャットを設置する。

ロ. 会員にDX研修の機会を提供し、会員が今後押し寄せてくるデジタル化の迅速な対応ができるようにする。

ハ. 県会ホームページを使っているサーバーの確認再構築から行い、

①会員ページのセキュリティの強化を初めとして

②一般の方が興味をわくようなHPを目指し、県会の事業（年金・労働相談）の広報活動を活性化する。

③中途半端に終わった会員紹介ページ完全リニューアルを目指す。

④事務局の会員情報管理の一元化も視野に改訂します。

ニ. WEB会議に関しては、採用システムの再考を必要とするが、コロナによってもたらされた新しい技術であるWEB会議は今後とも、会員の移動時間のロスをなくし、交通費等の経費節減ももたらす。今後の主要会議もWEBであるべきと考える。

### ② 広報部会

イ. 「会報しずおか」は更なる内容の充実を目指す。

ロ. ホームページのリニューアルを進め、アクセス向上のための各種広告を実施する。合わせて他のSNSの利活用を検証する。

ハ. 出前授業の講師研修会を実施する。県内教育機関への案内。

ニ. クライアントとなる事業者向けPRとしてオープンセミナーの開催等を検討・実施する。

ホ. 社会貢献活動、情報発信、Web会議の際などに使用するバックボードの製作を行う。

ヘ. 連合会、中部地域協議会と連携し、共用可能な広報素材を活用し、「社労制度推進月間」（10月）、「社労士の日」（12月2日）に向けて広報活動を行う。

### (3) 業 務 委 員 会

委員会運営細則別表に定める部会の所掌事項を遂行するため、次に掲げる各部会の計画を部会員及び業務委員が協力して実行する。

#### ① 業務研究部会

- イ. デジタル化、働き方改革、関係諸法令に関する調査研究
- ロ. 新分野業務の研究
- ハ. 必要により成年後見人制度に関する情報収集・開示
- ニ. その他社会情勢の変化に対応する社労士業務のあり方について

#### ② 研修部会

令和5年度の重点課題は下記の通りとする。

- イ. 国民のニーズ、企業の要請に柔軟に応えられるために、社労士業周辺知識を習得することを目的とした研修を行うこと。
- ロ. 各種法令等の制定・改正等に伴い、社労士業務に関する必要な知識を習得することを目的とした研修を行うこと。
- ハ. 会員の品位保持及び職業倫理の向上を図るための研修を行うこと。
- ニ. 新たに入会した者が社労士として業務を行うにあたって必要な基礎知識を習得させるための研修を行うこと。

上記の目的を達成するために以下の研修会を実施する。

- イ. 特別研修会
- ロ. 必須研修会
- ハ. 倫理研修会（5年に1度受講しなければならない研修）
- ニ. 新入会員研修会

中部地域協議会研修事業合同委員会を通じて所属各県会と連携を図り、必要な場合には県会の研修動画の共有・提供に努める。

#### ③自主研修専門部会への活動支援

社会保険労務士業務の専門性を高めるため、自主的に開催している人事労務、安全衛生、年金、特定社労士の4専門部会の活動を支援・援助する。

#### (4) 非常時災害対策委員会

次の事柄を検討 実施する。

イ. 非常時災害相談員制度についての考察

ロ. 熊本地震 熊本豪雨 西日本豪雨時の社会保険・労働保険関連の特例と相談事例の考察

ハ. 非常時災害関連セミナーの考察

ニ. 士業連絡会の連携強化のための調査、立案

#### (5) 社労士会労働紛争解決センター静岡

法務省の認証及び厚生労働省の指定機関として、社会保険労務士の専門性を活かし、広く国民の要望に応えるあっせんを行う。

また、全国社会保険労務士会連合会及び当会総合労働相談所と密接な連携を図り、社労士会労働紛争解決センター静岡に必要な業務運営を行う。

イ. 運営委員会の開催 4回

ロ. あっせん基礎研修会の開催

(イ) センター規程集研修

(ロ) あっせん関係相談員及び事務局専門職員の実務研修

(ハ) 本会会員を対象とした公開講座

ハ. あっせん実務研修会の開催

(イ) ロールプレイ研修

(ロ) あっせん相談員及び事務局専門職員の実務研修

ニ. 本会会員を対象とした公開講座の開催

ホ. 各種関係機関の連絡協議会等への参加及び連携強化

ヘ. 県会との連携強化（総合労働相談員との連携）

ト. あっせんの実施

チ. あっせん手続きに関する業務及びセンターの広報

#### (6) 綱紀委員会

会長の諮問に応じて会員の処分等にかかる事項について、調査、審議と答申を行う。

## (7) 業務監察委員会

名称市使用制限、業務制限等、社会保険労務士法違反にかかる事案について、会長の諮問に応じて調査審議と答申を行う。また、会員の不適切な情報発信に係る調査、審議を行う。

## (8) 苦情処理調整委員会

事務局に入った苦情に迅速に対応する。対応を遅らせると、解決に苦勞する。

## 2. 全国社会保険労務士会連合会及び中部地域協議会への活動支援

- イ. 特別研修（能力担保研修）・試験の実施の受験案内配布等の協力
- ロ. 中部地域協議会主催の「労務管理研修会」の参加者募集の協力
- ハ. 中部地域協議会主催の「東海4県特別研修会」の参加者募集の協力

## 3. 行政等協力及び主務官庁、関係団体との連絡協議及び対外活動

静岡労働局、日本年金機構、全国健康保険協会及び静岡県等と連携を密にし、円滑な業務の推進を図る。

### (1) 行政等への協力

#### ① 労働局関係

- イ. 労働保険年度更新業務
- ロ. 労働保険の適用促進
- ハ. 法改正についての会員への周知
- ニ. 紛争調整委員会への委員の推薦
- ホ. 静岡地方労働審議会への協力
- ヘ. 労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室へのアドバイザーの推薦等
- ト. ハローワークにおける雇用保険・年金等アドバイザーおよび電子申請アドバイザーの推薦
- チ. 「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」に対する医療労務管理アドバイザーの推薦

#### ② 日本年金機構関係

- イ. 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所の適用促進業務の推進
- ロ. 法改正についての会員への周知
- ハ. 各種届出の申請に対する指導
- ニ. 年金事務所における年金相談業務

#### ③ 全国健康保険協会関係

- イ. 法改正についての会員への周知
- ロ. 各種届出の申請に対する指導

#### ④ 静岡県関係

- イ. 経済産業部就業支援局への中小企業労働施策アドバイザー等の推薦

## (2) その他対外活動

- イ. 静岡SR経営労務センターへの支援
- ロ. 連合静岡との連携
- ハ. 静岡県専門事業者団体連絡協議会への協力
- ニ. 静岡県士業種連絡交流会への協力
- ホ. 静岡県災害対策士業連絡会への協力
- ヘ. 行政官庁等の行う大会、シンポジウムへの参加
- ト. 第4回 神奈川静岡連絡交流会の開催
- チ. 静岡地方裁判所委員会への協力

## 4. その他

- イ. 「会報しずおか」をはじめ各種媒体を通じ、日常的に当会と制度のPRを実施する。
- ロ. 行政関係の情報の周知に努める。
- ハ. 参考図書、必要文献の斡旋・普及に努める。

## 5. 全国社会保険労務士会連合会からの受託業務

### (1) 社会保険労務士試験の実施にかかる協力

令和5年8月27日(日)に行われる社会保険労務士試験の受験者への受験案内配布等の協力をする。

令和5年4月 試験公示・受験案内配布

令和5年5月 受験申し込み受付に伴う説明・助言等

### (2) 街角の年金相談センター

静岡と沼津の「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター浜松(オフィス)」の運営について、引き続き受託する。

## 6. 日本年金機構からの受託業務

年金事務所における年金相談窓口等の運営を行う。